

# 研究資金の使用に関する行動規範

令和2年2月17日制定  
一般財団法人マイクロマシンセンター

一般財団法人マイクロマシンセンター（以下「MMC」という。）は、MMCにおける研究活動を実施するための研究資金の適正な執行を確保するため、研究者及び事務職員（以下「構成員」という。）が遵守すべき行動規範を以下のとおり定める。

- 1 構成員は、研究資金がMMCの管理する公的な資金であることを認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、研究資金の使用に当たり、関係する法令・通知及びMMCが定める規定等を遵守しなければならない。研究資金が外部からの場合は、資金提供者が定める契約条件等についても遵守しなければならない。
- 3 研究活動に参加している構成員は、緊密な連携・協力を図り、研究資金の不正使用、不正受給等の不正を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4 構成員は、研究資金の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 5 構成員は、研究資金の不正を防止するための研修等に参加しなければならない。